

# 議案第46号 小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

特定地域型保育事業者については、当該特定地域型保育事業者による保育の提供の終了（卒園）後に、当該卒園した子どもを引き続き受け入れて教育・保育を提供する施設を確保することが義務付けられているところ、当該義務が免除となる場合を拡大することとし、市長が特定地域型保育事業者の施設を卒園した子どもについて、保育の需給調整の際に優先的に取り扱うなど、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう措置を講じているときは当該義務を免除する規定を追加する改正を行うもの。

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第38号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号</u>  <u>_____の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基</u></p>	<p>改正</p> <p>追加</p>

<p>5 前項 _____ の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第42条第1項本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項(<u>第2号に係る部分に限る。)</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第42条第1項</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>追加</p> <p>改正</p>
--	---	---------------------